

特定建設作業

届出が必要な場合 指定地域内（※1）において特定建設作業（※2）を実施しようとする場合

届出時期 作業開始の7日前まで

* 7日前までの考え方

(例) 10月22日から作業をする場合は、10月14日までに届出が必要

10月14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
提出期限	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	着手日

届出先 苅田町役場 環境課 環境対策担当

届出書様式 特定建設作業実施届出書（様式第9）

添付書類 作業の工程表

作業場所の見取り図（地図）

遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）

提出部数 正副2部

（1部は控えとして、受付・審査後に返却します。）

提出方法 窓口に持参

（郵送による受付は行っていません。）

※1 指定地域は、役場環境課の窓口にて確認できます（窓口閲覧のみ、写しの交付不可）。

※2 振動規制法施行令別表第2に規定されている作業

届出書記入にあたっての注意事項

1. 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
2. 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
3. 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
4. ※印の欄には、記載しないこと。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。